# Ⅴ 環境と調和した社会づくり

## 1 大気、水環境等保全対策の推進

## (1) 環境保全対策

#### ア 環境関連施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法および福井県公害防止条例 に基づく環境関連施設の届出状況は、表1~表7のとおりです。

届出施設の内訳は、大気汚染防止法では冷暖房用等のボイラーが約6割を占め、水質汚濁防止 法では旅館業や紙製造業の用に供する施設および眼鏡製造業の用に供する電気めっき・表面処理 施設、ダイオキシン類対策特別措置法では小型の廃棄物焼却炉が多くなっています。また、福井 県公害防止条例に基づき、特定工場およびばい煙・汚水・炭化水素類に係る特定施設が届出され ています。

#### 表 1 ばい煙発生施設届出状況(大気汚染防止法関係で電気事業法施設を含む) H21.3.31 現在

施設	1	項	5	項	6	項	9	項	10	項	11	項	13	項	19	項	29	項	30	項	31	項		
種類	ボイ	ラー	金 溶角		金加熱		焼尿溶角		反応	沙炉	乾炒	操炉	廃類焼却		塩素施	反応 設	ガター		ディ <del>-</del> 機		ガ 機		合	計
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
鯖江市	41	116	1	1			1	1			3	7	2	3			2	2	8	9			50	139
越前市	70	136	1	1	2	4	11	66	1	9	8	13	4	5	1	3	2	2	13	21			99	260
池田町													1	1									1	1
南越前町	3	5									1	2							3	8			7	15
越前町	14	20					4	8			1	1							2	2	1	1	21	32
合 計	128	277	2	2	2	4	16	75	1	9	13	23	7	9	1	3	4	4	26	40	1	1	180	447

## 表2 一般粉じん発生施設届出状況(大気汚染防止法関係で鉱山保安法施設を含む) H21.3.31 現在

<b>拉乳</b> 套板	2	項	3	項	4	項	5 ]	頁	^	<b>⇒</b> 1.
施設種類	堆積	責場	ベルトコ	コンベア	破砕機・	・摩砕機	ふる	\ \	合	計
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
鯖江市	5	8	2	2	2	2			6	12
越前市	4	4	4	17	4	12	2	3	5	36
南越前町	3	6	2	16	2	12	1	4	3	38
合 計	12	18	8	35	8	26	3	7	14	86

## 表 3 揮発性有機化合物排出施設届出状況(大気汚染防止法関係)

H21.3.31 現在

LL THE STATE OF	1	項	3	項	5	項	7	項	^	-3.I
施設種類	化学製品の に供する	)製造の用 乾燥施設	塗装の用 乾燥		接着の用 乾燥	に供する 施設	印刷の用 乾燥		台	計
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
鯖江市					2	7	1	1	3	8
越前市	1	7	1	1					2	8
合 計	1	7	1	1	2	7	1	1	5	16

## 表 4 特定施設設置事業場届出状況 (水質汚濁防止法関係)

H21. 3. 31 現在

	施設種類	排水量区分	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
102	畜産農業またはサービス業の用に供する施設	50 以上 50 未満	1	3				4
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50 以上	1	1				1
3	水産食料品製造業の用に供する施設	50 未満 50 以上		1				1
5	みそ、しょう油などの製造業の用に供する施設	50 未満 50 以上		1		1	6	7
		50 未満 50 以上	3	2		1	1	7
8	バン、菓子の製造業または製あん業の用に供する施設	50 未満 50 以上		3			1	4
9	米菓またはこうじ製造業の用に供する施設	50 未満	1	2				3
10	飲料製造業の用に供する施設	50 未満	5	5		4	3	17
11	動物系肥料または有機質肥料の製造業の用に供する施設	50 以上 50 未満		1				1
16	めん類製造業の用に供する施設	50 以上 50 未満		3				3
17	豆腐の製造業の用に供する施設	50 以上 50 未満	5	1 4		2	14	1 25
19	繊維製品製造業・加工業の用に供する施設	50 以上 50 未満	7 6	4 14				11 20
21	化学繊維製造業の用に供する施設	50 以上 50 未満	1					1
21 Ø 2	一般製材業等の用に供する湿式バーカー	50 以上		1				,
21 Ø 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	50 未満		1				1
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	50 未満 50 以上	1	1 19				1 20
		50 未満 50 以上		49				49
23 Ø 2	印刷業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設	50 未満 50 以上	2	2				4
27	25, 26 号に掲げる以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	50 未満		1				1
32	合成染料等製造業の用に供する施設	50 未満		1				1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	50 以上 50 未満		1				1
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	50 以上 50 未満	1	2				2
47	医薬品製造業の用に供する施設	50 以上 50 未満		2				2
49	農薬製造業の用に供する混合施設	50 以上	1					1
51 Ø 3	衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	50 以上	1				,	
54	セメント製品製造業の用に供する施設	50 未満 50 以上					1	1
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	50 未満 50 以上	2	1		1	1	4
59		50 未満 50 以上	4	3	5	1	2	15
	砕石業の用に供する施設	50 未満 50 以上		3	1	1		5
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	50 未満 50 以上	1 1	1	1			2 2
64 O 2	工業用水道施設の洗浄施設	50 未満			0		,	
65	酸、アルカリによる表面処理施設	50 以上 50 未満	8	3 7	2		1 3	6 19
66	電気めっき施設	50 以上 50 未満	6 16	1			1 2	8 18
66 の 2	旅館業の用に供する施設	50 以上 50 未満	1 15	1 40	2	1 43	56	3 156
66 の 3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	50 以上 50 未満					1	1
66 の 4	弁当仕出屋・弁当製造業のちゅう房施設	50 以上 50 未満	2					2
66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設	50 以上		1				
67	洗濯業の用に供する施設	50 未満 50 以上		1			1	1
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	50 未満 50 以上	4	7				11
71		50 未満 50 以上		2				2
	自動式車両洗浄施設	50 未満 50 以上	20 1	24	1		4	49 1
71の2	科学技術の試験研究機関の施設	50 未満 50 以上	2	3			1	6
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	50 未満	1	2				3
71 の 4	産業廃棄物処理施設	50 未満		1				1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる洗浄施設	50 以上 50 未満	2	1				3
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる蒸留施設	50 以上 50 未満	1					1
72	し尿処理施設	50 以上 50 未満	7	16 1	1	5	9	38 1
73	下水道終末処理施設	50 以上 50 未満	1	2	1	2	3	9
74	特定事業場から排出される水の処理施設	50 以上	1	2				3
	合 計	50 未満 50 以上	28	56	4	9	15	112
(注)	2以上の業種を兼業する特定事業場については、代表業種のみを計上した。	50 未満	103	189	11	53	96	4

施設種類												
施設能力	2 t以. ~4	上 t 未満	لِ 200kg 2 ~ 2	以上 t 未満	اِ 100kg 2001ء	以上 kg 未満	50kg 以 ~100l	.上 kg 未満		未満、	合	計
市町名	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
鯖江市	1	2	1	1	5	7					7	10
越前市	2	3	3	3	2	2	3	3			10	11
池田町	1	1									1	1
越前町					3	3					3	3
合 計	4	6	4	4	10	12	3	3			21	25

## 表 6 特定工場届出状況(福井県公害防止条例関係)

H21.3.31 現在

市町名	大気・水質特定工場	大気特定工場	水質特定工場	合 計
鯖江市	2	1	2	5
越前市	1	1	3	5
越前町	0	0	1	1
合計	3	2	6	11

## 表 7 特定施設設置事業場届出状況(福井県公害防止条例関係)

H21. 3. 31 現在

市町名	ばい煙に係る 特定施設	汚水に係る 特定施設	炭化水素類に係る 特定施設	合 計 事業場
鯖江市	13	1	1	14
越前市	11	1	3	15
南越前町	0	0	2	2
越前町	2	0	0	2
合計	26	2	6	33

## イ 環境関連施設指導

環境関連施設に対する指導状況等は表 8 のとおりであり、計画的に立入検査および排ガス・排出水の行政検査を行っており、改善が必要な事業場に対しては行政指導を行っています。

また、アスベスト吹付け材等が使用された建築物の解体等工事について、特定粉じん(アスベスト)排出等作業の届出受理時に作業基準が適正に遵守されるよう審査・指導を行うとともに立入検査を実施しています。

項		立入事業場数	行政検査件数	行政指導的	牛数
垻	Ħ	立八爭未物奴	11以快宜仟級		改善命令
大気汚染防止法	ばい煙等発生施設	55	4	0	0
人风仍柴奶亚伝	特定粉じん(アスベスト) 排出等作業	16	0	0	0
水質汚濁防止法	特定施設	77	48	10	0
ダイオキシン類	大気特定施設	24	2	4	0
対策特別措置法	水質特定施設	4	0	0	0
合	計	176	54	14	0

## ウ環境把握

県では、環境基準等の定められた物質に係る環境汚染状況を把握するため、地下水の水質調査およびダイオキシン類の環境調査を行っており、センターでは、当該調査の地点選定および試料採取を行っています。

## (ア) 地下水の水質調査

県の「公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、表9のとおり概況調査および汚染地区に係る定期モニタリング調査を行っています。

なお、平成20年度の概況調査の結果で新たな汚染は見つかりませんでした。

表 9 地下水質調査概要

平成 20 年度

調査区分	市町名	地区名	汚染物質	調査地点数	調査区分	市町名	地区名	汚染物質	調査地点数
	鯖江市	持明寺町		1			豊地区	トリクロロエチレン	3<1>
	鯖江市	本町4丁目		1			h 마 + trul cr	トリクロロエチレン	4<2>
	鯖江市	西袋町		1			神明南部地区	シス-1, 2-ジクロロエチレン	4
	越前市	吉谷町		1			水落地区	六価クロム	1<1>
	越前市	国兼町		1			<b>小洛地区</b>	硝酸性窒素	2
	越前市	曽原町		1			本町地区	テトラクロロエチレン	5<2>
概況調査	越前市	春日野町		1		鯖江市	横越地区	テトラクロロエチレン	2
19人/儿童.	越前市	勝蓮花町		1			立待地区	トリクロロエチレン	12<2>
	池田町	岩本		1			五付地区	1, 1-ジクロロエチレン	12<1>
	南越前町	寺谷		1			上河内地区	トリクロロエチレン	1
	南越前町	西大道		1			莇生田地区	トリクロロエチレン	2<1>
	南越前町	古木		1			助生田地区	シス-1, 2-ジクロロエチレン	2
	越前町	西田中		1	定期モニタ		神中地区	トリクロロエチレン	1
	越前町	樫津		1	リング調査		吉野地区	トリクロロエチレン	5<2>
							北府地区	テトラクロロエチレン	4<1>
							大虫地区	トリクロロエチレン トリクロロエチレン ジス-1、2-ジ クロロエチレン 六価クロム 硝酸性窒素 テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン	4
							王子保地区	トリクロロエチレン	7
							工,床地区	シス-1, 2-ジクロロエチレン	7<1>
						越前市	米口地区	トリクロロエチレン	2
							塚地区	砒素	2<2>
							長尾地区	砒素	1
								総水銀	8<1>
							家久地区	砒素	8<1>
								ベンゼン	8<3>
						越前町	小曽原1区	トリクロロエチレン	2
						WENT HILL	小曽原3区	トリクロロエチレン	2

#### (イ) ダイオキシン類の環境調査

ダイオキシン類について、大気、水質、底質、地下水および土壌の環境調査を行っています。 平成 20 年度の調査結果は表 10 のとおりであり、大気、河川水質、地下水質および土壌について全て環境基準を下回っていました。

表10 ダイオキシン類環境調査結果

平成 20 年度

調査項目	調査	<b>企</b> 地点	測定値	県平均値 (最小〜最大)	環境基準	備考
大 気	一般地域	越前市平出	0. 019	$0.025$ $(0.019 \sim 0.035)$	0.6	年 4 回の
<pg-teq m³=""></pg-teq>	廃棄物焼却 施設周辺	鯖江市杉本町	0. 017	0. 023 (0. 017~0. 029)	0.6	平均値
河川水質 〈pg-TEQ/L〉	浅水川	天神橋	0. 081	0.30 (0.063~1.4)	1	
		越前町天谷	0.065			
地下水質 〈pg-TEQ/L〉	廃棄物最終 処分場周辺	越前町宝泉寺	0.063	$0.063$ $(0.062 \sim 0.065)$	1	
		越前市広瀬町	0.064			
土壌	廃棄物焼却	鯖江市御幸町	0.0019	2. 7	1000	
<pg-teq g=""></pg-teq>	施設周辺	鯖江市神中町	0.088	(0.0019~16)	1000	

注) 1 pg (ピコグラム) とは、一兆分の一グラムのこと

#### (2) 環境異常時対応

## ア大気

大気に係る環境異常として、大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発生する光化学スモッグがあり、「福井県光化学スモッグ対応マニュアル」により緊急時の対策を定めています。管内では、光化学スモッグ注意報(オキシダント測定値 0.12ppm 以上)等を発令した事例はありませんが、発令があった場合には、当センターから医療機関や福祉施設に対し、屋外での活動自粛や体に異常を感じた場合の医療機関での受診について連絡通報する体制をとっています。

## イ 水質

平成20年度において発生した河川への油流出事故および魚へい死事故等の件数は表11のとおりです。水質異常時の対応として、国・県・市町の河川部局、環境部局等と警察機関および消防機関との連携を図り、水質異常の早期発見、早期対応に努めています。

<sup>2</sup> TEQ (毒性等量) とは、ダイオキシン類としての毒性を評価するため、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を1として、その他の化合物の毒性の強さを2,3,7,8-TCDD に換算し、それらの濃度を足し合わせたもの

表 1 1 水質事故等件数

平成 20 年度

項目	油流占	出事故	魚へい	死事故	そ(	の他	合	計
鯖江市	7	(3)	0	(0)	1	(0)	8	(3)
越前市	3	(2)	1	(0)	1	(0)	5	(2)
池田町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
南越前町	0	(0)	0	(0)	2	(0)	2	(0)
越前町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
合 計	10	(5)	1	(0)	4	(0)	15	(5)

( )は、事故原因が特定できた件数

## (3) 苦情処理

近年の廃棄物や環境に対する関心の高さから廃棄物・環境保全に係る苦情が数多く寄せられており、関係市町と連携して対応しています。

苦情件数は表 12 のとおりであり、野外焼却や水質汚濁に関するものが多くなっています。

表 1 2 苦情件数

平成 20 年度

		苦情内訳												
	<u>J</u>	廃 棄 物	, D			環境	保 全							
項目	野外:焼却	不法投棄	小計	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪臭	小計	合 計				
鯖江市	5	2	7		8			1	9	16				
越前市	7	2	9	4	5			1	10	19				
池田町										0				
南越前町					2				2	2				
越前町	2	1	3		1				1	4				
合 計	14	5	19	4	16			2	22	41				